

〇〇池維持管理規程（記載例）

第1条（定義）

〇〇池及び各施設等の維持管理並びに災害を未然に防止するために、この規程を定め維持管理運営を行うこととする。

第2条（目的）

第1条に規程する維持管理運営による災害防止と、施設の維持管理を目的とする。

第3条（管理者（維持管理者））

ため池、関連施設等には管理者（維持管理者）を置き、適切な維持管理を行うものとする。

- 2 管理者（維持管理者）は維持管理記録簿に記帳して、保存管理を行う。
- 3 管理者（維持管理者）の任命は関係利水者の協議により、承認を得るものとし、別途「〇〇池維持管理体制表」を作成する。

第4条（維持管理規程）

次の方法により施設の維持管理及び災害防止のための維持管理等を行うものとし、内容について、別途「〇〇ため池維持管理計画書」を作成する。

項目	内容	頻度
日常管理	堤体の草刈・用排水路の泥上げ 取水施設・洪水吐の点検	〇回/年（〇月、〇月）
	堤体の見回り、漏水監視	〇回/年
低水管理	ため池栓第〇孔（堤頂から〇m下がり） まで水位を下げる。	期間 〇月〇日～〇月〇日 通年
防災活動	防災訓練・研修会	〇回/年

なお、上記維持管理内容については、やむを得ない事情がある場合、管理者（維持管理者）により別途内容を変更することができる。

第5条（危機管理）

状況に応じた体制を整え、適切な処置を行うこととする。

項目	内容
注意体制	大雨及び洪水等の気象情報により対策が必要な場合、関係利水者により協議を行い、水位の調整等を行うこととする。
警戒体制	管理者（維持管理者）は、ため池及び関連施設に異常が認められる場合、〇〇市〇〇課、〇〇市消防団に、下流域の住民へのため池状況の周知と、災害防止のための処置を要請する。
非常体制	管理者（維持管理者）は、ため池及び関連施設に災害が発生し、下流域への影響が予測される事態に至った場合、〇〇市〇〇課、〇〇地区〇〇消防署・警察署等関係機関に、下流域の住民への避難勧告の発令等を要請する。

なお、緊急時の連絡先について、別途作成することとする。

第6条（経費）

この〇〇池維持管理にかかる経費は、関係利水者の賦課金、助成金、交付金、寄付金を以てあてることとし、別途規約を定め、適正に維持管理する。

第7条（事業年度）

この〇〇池維持管理の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8条（雑則）

この維持管理規程に定めないものの外、必要となるものは関係利水者により、決する。

（附 則）この維持管理規程は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

(別紙)

〇〇池維持管理体制表

役 職	氏 名	電話番号	備 考
代 表 (責任者)			
副代表			
副代表			
維持管理点検者			
維持管理点検者			
維持管理点検者			

緊急時の連絡先

関係機関	電話番号	備 考
〇〇市〇〇部〇〇課		
広島県〇〇農林水産事務所 農村整備課		
〇〇地区 消防署本部		
〇〇警察署		
〇〇市消防団〇〇分団		